

第3回 栗原地域合併協議会

日 時 平成15年8月28日(木)
午前10時00分
場 所 瀬峰町「テアリホール」

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 報告事項
- 5 協議事項
 - 協議第 5 号 合併の期日について
 - 協議第 6 号 新市の名称について
 - 協議第 7 号 電算システム事業について
- 6 提案事項
 - 協議第 8 号 新市の事務所の位置について
 - 協議第 9 号 慣行の取扱いについて
 - 協議第 10号 行政区の取扱いについて
 - 協議第 11号 広報・広聴関係事業について
- 7 その他
- 8 閉 会

協議第 8 号

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日

栗原地域合併協議会
会長 菅 原 郁 夫

新市の事務所の位置

1. 新市の事務所の位置は、当分の間、現在の築館町役場の位置とする。
2. 新市の事務所の設置方式は、新庁舎建設後は本庁方式とするが、当分の間、一部分庁方式を含めた総合支所方式とする。
3. 合併後 5 年を目標に新庁舎の建設を図る。建設場所については、築館町周辺とする。

平成 年 月 日確認

(1) 当分の間、築館町役場を本庁舎・・・とした理由

「地方自治法第4条第2項」の解釈からして、宮城県築館合同庁舎、築館税務署、仙台法務局築館支局、築館公共職業安定所、築館簡易裁判所、築館警察署、築館統計情報出張所等と同一町に設けることが適当とした。

その他の合理的判断の基準として、栗原中央病院や栗原地域広域行政事務組合（消防本部）公共的法人としての栗っこ農業協同組合や栗原農業共済組合の事務所等の位置をも考慮した。

現代の車社会を考慮し、車で15分圏域内（時速40km）に最も多くの庁舎をカバーできる位置を選択した。（既存7町の庁舎）

高速交通体系としての築館ICやくりこま高原駅までの所要時間等も考慮した。

近年に極めて発生が高いとされる宮城県沖地震等を考え、災害防災本部機能を確保するため、耐震対応庁舎の中から選択をした。

（鶯沢町、金成町、花山村庁舎も耐震対応）

(2) 一部分庁方式を含めた総合支所方式・・・とした理由

- 財政及び事務の効率化等を考えると、行政組織を1ヶ所に集中する本庁方式が望ましいが、次の理由から一部分庁方式を含めた総合支所方式とした -

本来、本庁の中核機能は、1ヶ所にまとめることが理想であるが、その中核機能を1ヶ所に集中して配置できる庁舎が既存庁舎にはないため、一部中核機能を複数庁舎に配置し、分庁機能を持たせる必要がある。

住民サービスの低下を招かない組織、機構を優先し、各地域住民の利便性を図るため、住民サービスの窓口となる部門を総合支所として残す必要がある。

地域に密着した効率的な保健指導や介護予防、生活支援サービス等を提供するため、保健、福祉部門の機能を総合支所に残す必要がある。

各地域における産業振興や基盤整備の推進等を図るため、事業部門を総合支所に残す必要がある。

既存する10町村の庁舎を有効的に利用し、住民課題に迅速かつ的確に対応するため総合支所方式として残す必要がある。

(3) 合併後5年を目途に新庁舎建設を図る・・・とした理由

人口規模が80,000人程度となる新市の行政組織を複数庁舎に機能分散し続ける事は、行財政の運営上非効率的である。

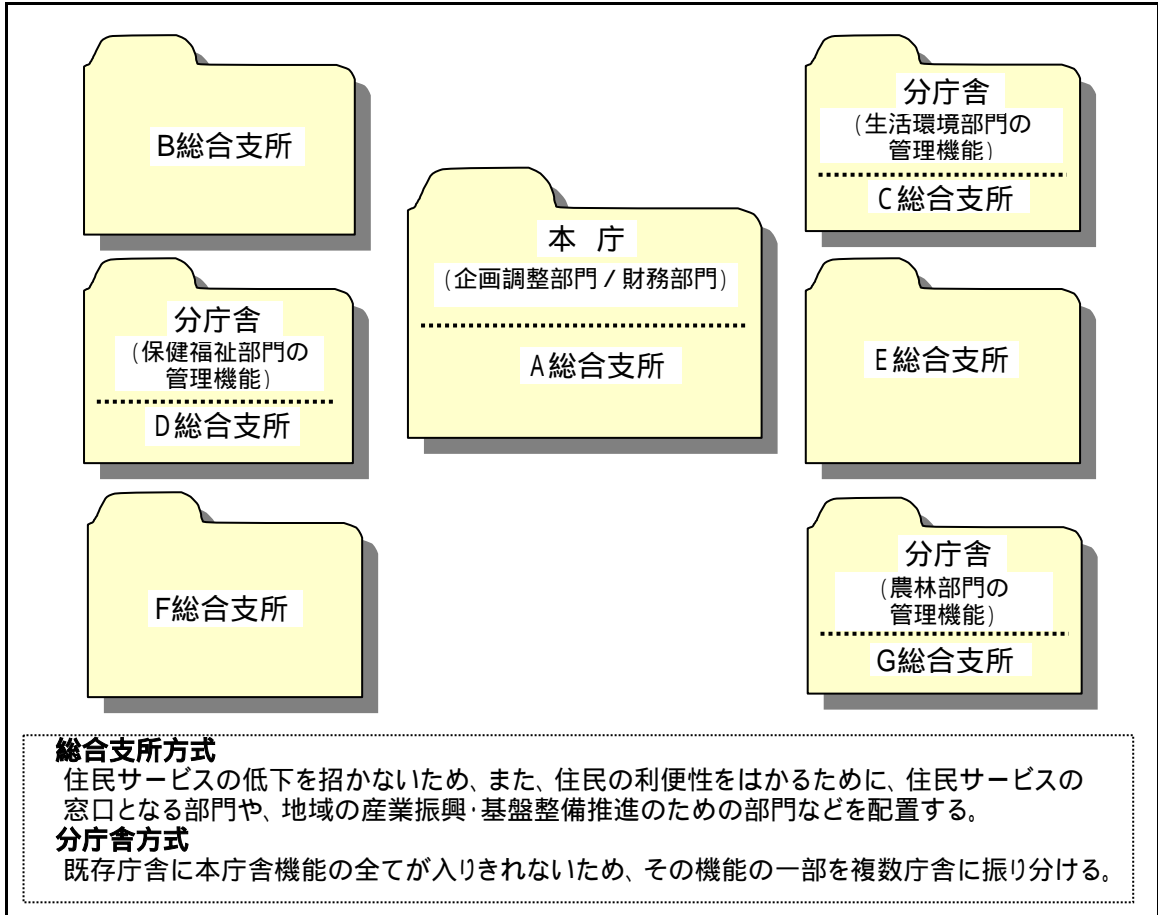
新庁舎を持つことにより、住民意識の中に旧町村の枠組みを超えた新市の一体感が醸成される。

行財政運営の効率化を図ることにより、少ない経費でより高い水準の行政サービスの提供が可能になる。

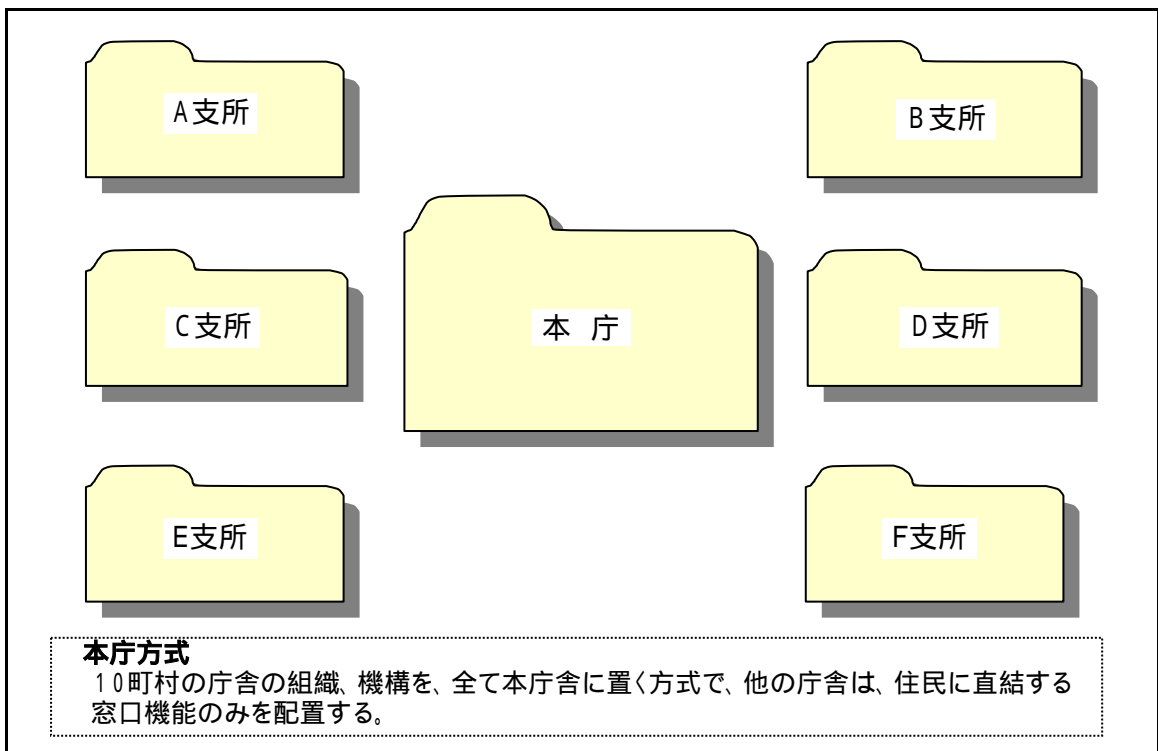
財政支援策としての合併特例債を充当するため、特例期限内の建設を図る。

庁舎配置イメージ

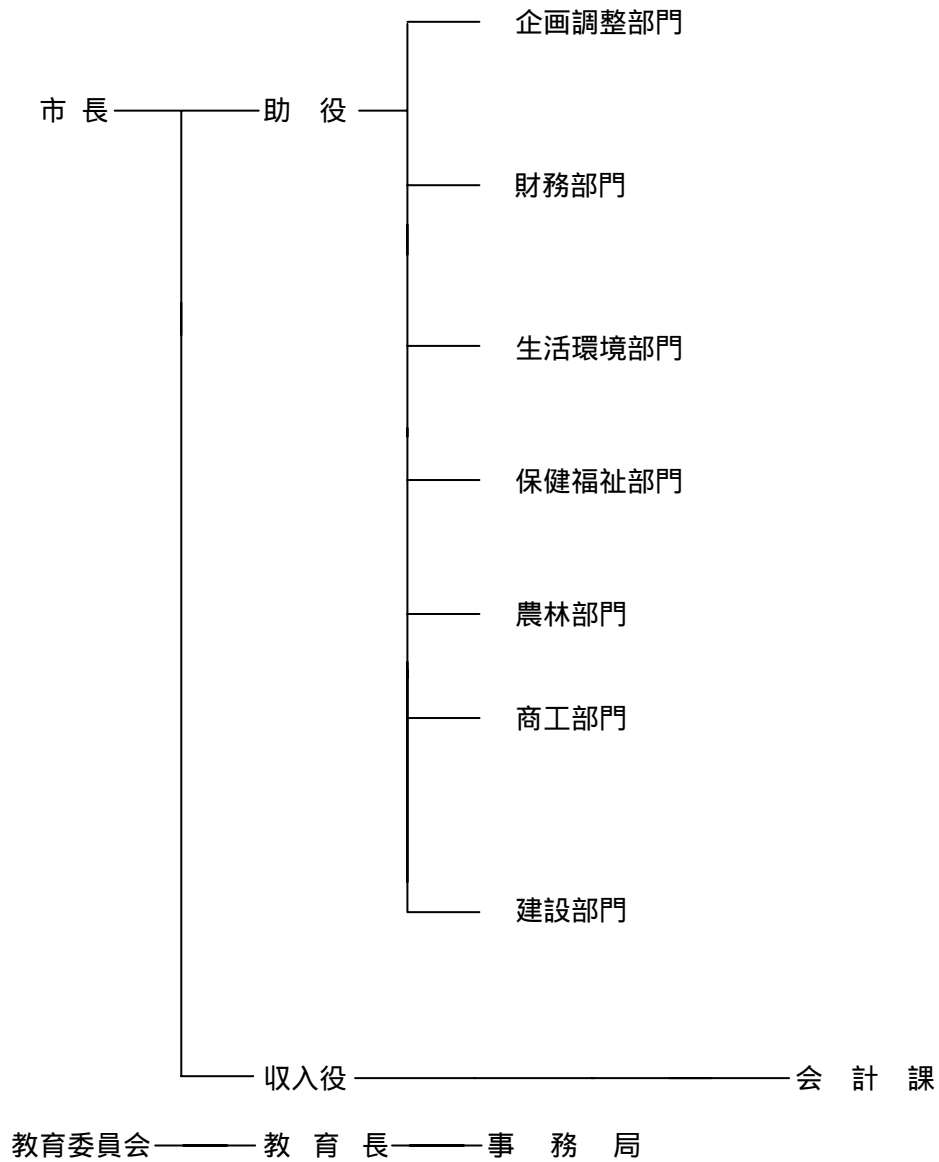
当分の間（合併後5年間程度）は、一部分庁方式を含めた総合支所方式



新庁舎建設（合併後5年を目途）後は、本庁方式



参考：北上市



水道部門



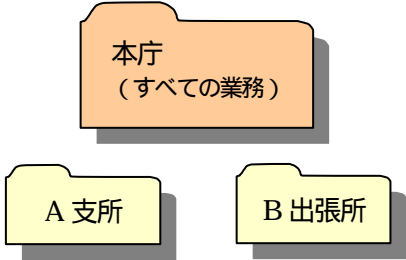
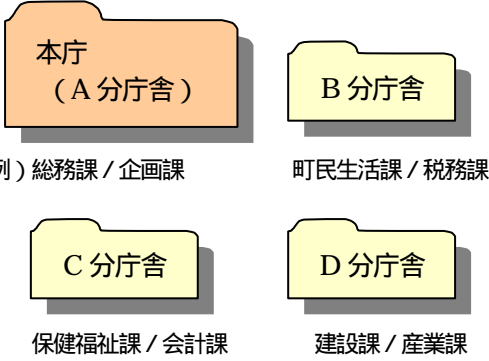
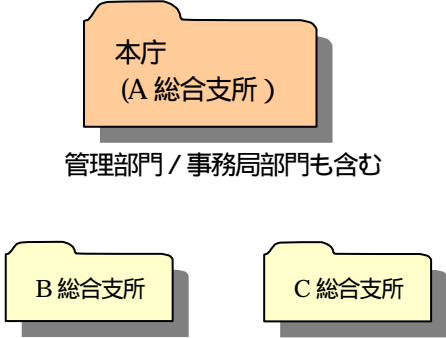
栗原地域合併協議会の調整方針

協定項目	新市の事務所の位置	関係項目	
調整方針・内容	1. 新市の事務所の位置は、当分の間、現在の築館町役場の位置とする。 2. 新市の事務所の設置方式は、新庁舎建設後は本庁方式とするが、当分の間、一部分庁方式を含めた総合支所方式とする。 3. 合併後5年を目標に新庁舎の建設を図る。建設場所については、築館町周辺とする。		

		参 考 事 項									
項 目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村	
地理的 条件	住所 (事務所の位置)	薬師1丁目7番1号	字川南戸の西4番地	岩ヶ崎六日町69番地	字中町39番地	真坂字清水田河前5番地	藤沢字下藤沢118番地の1	字南郷辻前74番地の1	沢辺字町沖200番地	沼崎堰畑143番地	字本沢北ノ前77番地
	公共交通 (鉄道・バス等)	JRバス役場前 宮交栗原バス	くりでん若柳駅 徒歩15分 宮交栗原バス	くりでん栗駒駅 徒歩3分 宮交栗原バス	JRバス高清水駅 徒歩5分 宮交栗原バス	宮交栗原バス	JR瀬峰駅徒歩5分 宮交栗原バス	くりでん鷺沢駅 徒歩1分 宮交栗原バス	くりでん沢辺駅 徒歩5分 宮交栗原バス	東北新幹線くりこま高原駅 徒歩15分 宮交栗原バス	宮交栗原バス
	主要アクセス道 (国・県道)	東北自動車道築館IC 国道4号線 国道398号線	東北自動車道 若柳・金成IC 国道398号線	国道457号線 県道中田栗駒線 県道築館栗駒公園線	国道4号線 県道古川佐沼線 県道鹿島台高清水線	国道398号線 県道栗駒岩出山線	県道古川佐沼線 県道河南築館線 県道田尻瀬峰線	国道457号線 県道築館栗駒公園線	東北自動車道 若柳・金成IC 国道4号線 県道中田栗駒線	国道4号線 国道398号線	国道398号線 県道花山一迫線
建物・敷地 関係	建築年(竣工)	平成7年	昭和52年	昭和35年	昭和37年	昭和55年	昭和40年	平成2年	平成11年	昭和37年	平成7年
	構造	鉄筋コンクリート造4階	鉄筋コンクリート造3階	鉄筋コンクリート造3階	鉄筋コンクリート造2階	鉄筋コンクリート造3階	鉄筋コンクリート造2階	鉄骨造2階	鉄筋コンクリート造3階	鉄筋コンクリート造2階	鉄筋コンクリート造2階
	昇降設備	有・1基	無	無	無	無	無	無	有・1基	無	無
	延べ床面積	6,026.66㎡	5,553㎡	2,092㎡	1,237㎡	3,875㎡	1,253.05㎡	1,503.27㎡	4,413.01㎡	1,917.74㎡	2,047㎡
	敷地面積	18,567.00㎡	20,842㎡	2,581㎡	5,582㎡	10,138㎡	3,763.53㎡	8,445.06㎡	15,978.24㎡	5,004.89㎡	2,698㎡
	駐車場	200台	200台	100台	50台	150台	100台	80台	200台	78台	60台
	会議室の数	8室	5室	2室	3室	8室	1室	2室	12室	1室	2室
	会議室の収容人員	120人	124人	50人	70人	230人	30人	30人	300人	20人	30人
議場の席数	議員席 26	議員席 20	議員席 18	議員席 14	議員席 20	議員席 18	議員席 14	議員席 18	議員席 21	議員席 10	
	執行部 27	執行部 24	執行部 17	執行部 15	執行部 22	執行部 16	執行部 20	執行部 19	執行部 20	執行部 10	
備 考			議場は、閉会時会議室として使用している。	議場については固定化されたものでなく、机、イスが移動可能で、閉会時には多目的会議室として利用している。							

協議第 8 号 新市の事務所の位置について 「参考資料 1」

庁舎の設置方法

本庁方式	概要	<ul style="list-style-type: none"> 10 町村の庁舎の組織、機構をすべて 1 力所に集中する方式。 他の庁舎は、窓口的な機能のみを持ち、支所または出張所となる。
	特色・課題	<p>集中方式</p>  <p>支所、出張所は、窓口的業務のみ</p> <p>人員削減、事務効率化等の効果が大きい。 住民に与える新市誕生の印象が強い。</p> <p>新庁舎を建設する場合、多大な建設費用を要する。 周辺地域への住民サービスの低下が心配される。</p>
分庁方式	概要	<ul style="list-style-type: none"> 総合支所方式において、本庁に設置する機能を複数の庁舎に振り分けける方式。
	特色・課題	<p>分散方式</p>  <p>(例) 総務課 / 企画課 町民生活課 / 税務課</p> <p>保健福祉課 / 会計課 建設課 / 産業課</p> <p>既存施設利用のため、庁舎整備費用は少なく改装費程度で済む。</p> <p>各業務部門ごとに窓口が分散するため、住民が戸惑う事が懸念される。 管理部門も分散するので、事務執行上は非効率的である。</p>
総合支所方式	概要	<ul style="list-style-type: none"> 管理部門や事務局部門を除き、現在の 10 町村の行政部門をそのまま総合支所に残す方法。 (管理部門・事務局部門 総務 / 企画 / 財政 / 議会 / 教育委員会 / 選挙管理委員会等)
	特色・課題	 <p>管理部門 / 事務局部門も含む</p> <p>住民や職員にとって最も現状に近く、行政サービスもこれまで同様に提供でき、違和感が少ない。</p> <p>人件費等の削減があまり期待できず、合併による事務効率化等の効果は薄れる。 新市の一体感が醸成されにくく、新市誕生の印象が薄くなる。</p>

メリット デメリット

新市の事務所の位置に関する法令

【本庁舎の位置】地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋
地方公共団体の事務所の設定又は変更

第 4 条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

第 1 項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意がなければならない。

注) 事務所の位置、支所、分庁舎等については、議会議員の 3 分の 2 以上の同意をもって条例で定めるという規定であるが、新設合併の際は、合併協定書に基づき新市の長の職務執行者の専決処分によって条例は制定される。

【支所、出先機関】地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋
支庁・地方事務所・支所等の設置

第 155 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

第 4 条第 2 項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

注) 本法により支所と称するのは、市区町村の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所を意味するものであって、土木、勧業その他特定の事務のみを分掌させる事務所は、法にいう支所ではない。法に規定する支所である限り出張所等の他の名称を使用することは適当でない。

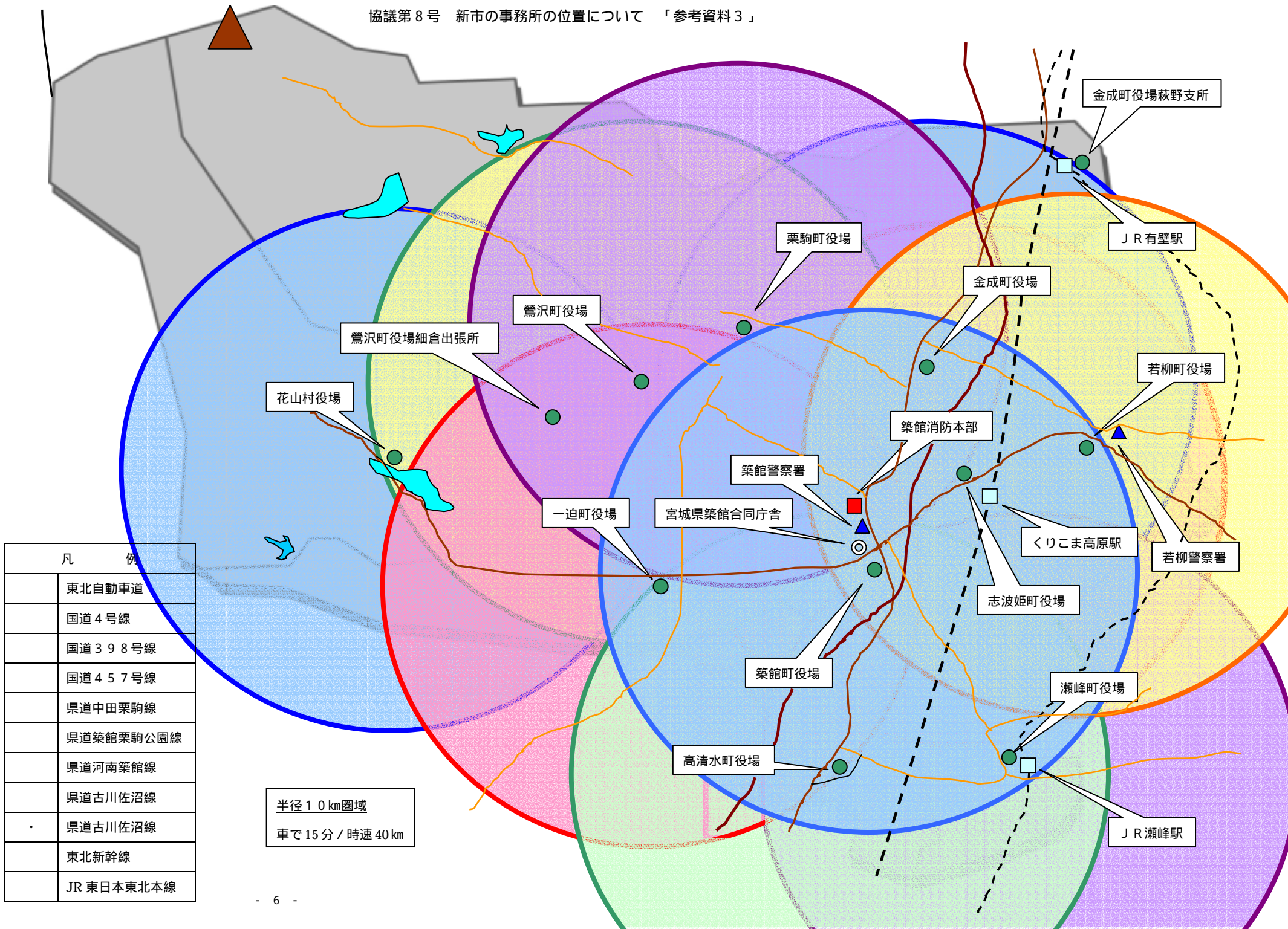
行政機関等の設置

第 156 条 普通地方公共団体の長は、前条第 1 項に定めるものを除く外、法律又は条例の定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定める。

第 4 条第 2 項の規定は、第 1 項の行政機関の位置及び所管区域にこれを準用する。

注) 特定の行政を処理する行政機関の位置及び名称は条例で定める。



凡 例	
	東北自動車道
	国道4号線
	国道398号線
	国道457号線
	県道中田栗駒線
	県道築館栗駒公園線
	県道河南築館線
	県道古川佐沼線
	県道古川佐沼線
	東北新幹線
	JR 東日本東北本線

半径10km圏域
車で15分/時速40km

協議第9号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年8月28日

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

慣行の取扱い

市章、市民憲章、市木、市花、市鳥、市虫及び市歌については、必要に応じて、新市において定めるものとする。

宣言については、新市において調整するものとする。

表彰等については、新市において調整するものとする。なお、現在の各町村の名誉町（村）民等の処遇についても、新市において調整するものとする。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整方針

協定項目	慣行の取扱い	関係項目	町村章・町村民憲章・宣言・名誉町村民表彰・功労者表彰、一般表彰、その他表彰関係
調整方針・調整内容	市章、市民憲章、市木、市花、市鳥、市虫及び市歌については、必要に応じて、新市において定めるものとする。 宣言については、新市において調整するものとする。 表彰等については、新市において調整するものとする。なお、現在の各町村の名誉町(村)民等の処遇についても、新市において調整するものとする。		

		参 考 事 項									
協議項目		築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村
町村章	制定時期	昭和35年3月15日	昭和39年12月25日	昭和33年4月1日	昭和38年12月28日	昭和40年4月1日	昭和39年4月	昭和33年12月25日	昭和40年09月30日	昭和38年4月6日	昭和43年9月27日
	由来	築館の築を仮名の「ツ・キ」で組み合わせ、中央の鋭角は産業の限らない繁栄、円形は町民の団結、融和、協力によって町勢が四方に躍進する意味を表わしたものである。	頭文字の「わ」を図案化し、円形は団結平和を、上部の鋭角は発展と飛躍を象徴したものを意味する。	クリコマを図案化したもので、左半分をクリ、右半分をコマと読みます。円形は人の和と繁栄を表し、下部の三角は、明峰・栗駒山の麗姿を表現したものです。	夏も冬も温度の変らない桂葉のしず(清水)。それは町名の起因でもあります。その水を中心に集落する高清水町は、この円周のように仲良く円満具足の町であることを表しています。	いちばさま町の「いち」を図案化したもので、融和と豊かな町の発展を象徴している。	「セ」を図案化したもので、円は融和と親愛を表し、両翼の鋭角は町の発展と飛躍を表現したものである。	鶯沢町の「鶯」を図案化したもので、下の鳥は平和の象徴=鳩を表し、上の部分は、融和・協調・発展を意味しています。	鶯沢町の「鶯」を図案化したもので、下の鳥は平和の象徴=鳩を表し、上の部分は、融和・協調・発展を意味しています。	1 金成町の「カ」を図案化し 2 円形は町民の団結・融和・協力を表現 3 斜め三角形は町の発展と躍進を表現	「シ」の図案化、町勢の発展と和を力強く象徴したものである。
町村民憲章	制定時期	昭和46年12月20日	昭和54年12月1日	昭和48年4月1日	昭和57年3月18日	昭和53年11月3日	平成13年10月1日	昭和50年4月1日	昭和60年1月1日	昭和50年1月1日	昭和60年1月1日
	内容	わたくしたちは 1 明るくすこやかに働ける豊かなまちをつくりましょう。 1 あたたかい心で薬師の森をかこむ美しいまちをつくりましょう。 1 教養をふかめかおり高い文化のまちをつくりましょう。	若柳は、白鳥の飛来する美しい町です。私たちは、この恵まれた自然、これまで築いてきた町を大切に、さらに住みよい町づくりにはげます。私たちは、 1、常に健康と安全に心がけ、明るい生活をおくれます。 1、緑を育て、空気や水をよごさないきれいな環境をつくりまします。 1、約束を守り、心のふれあうあたたかい町をつくりまします。 1、進んで教養を深め、香り高い文化の町をつくりまします。 1、仕事に誇りと喜びをもち、豊かな町をつくりまします。	私たちは秀峰栗駒山に誇りと自覚を持ち、人間性豊かな町を築くため、この憲章を定めます。私たちは 1、郷土の自然を生かし健康で明るい住みよい町をつくりまします。 1、郷土の恵みを生かし楽しく働き豊かな町をつくりまします。 1、郷土の伝統を生かし教養を深め香り高い文化の町をつくりまします。	私たち、高清水町民は、長い歴史と恵まれた自然の中に生きる誇りと喜びを持ち、より豊かな住みよい、希望にみちた町を築くために町民憲章を定めます。 1、泉わく、みどり豊かな美しいまちをつくりまします。 1、笑顔にみちた、心のかよう住みよいまちをつくりまします。 1、スポーツに親しみ、健康で明るい家庭のまちをつくりまします。 1、ともに学び、希望にみちた文化のまちをつくりまします。 1、仕事に誇りと喜びをもち、活力のあるまちをつくりまします。	長い伝統と緑豊かな自然につちかわれて発展してきた郷土を快適な環境にし、人間性豊かな住みよい町にしたいという願いをこめ、「町民の愛郷心」から生まれて、「町民みんなが実践できる努力目標」を「町民の総意」によってつくろうとするのが、この憲章です。私たちは 1 自然をはぐくみ、きれいで住みよい町をつくりまします。 1 心豊かで、すこやかに働ける町をつくりまします。 1 伝統を生かし、新しい文化の町をつくりまします。	私たちは瀬峰町の限らない発展を願い、さらにすまよい町をつくるためこの憲章を定めます。 1、緑豊かな自然を生かしきれいな町をつくりまします 1、伝統と文化を受け継ぎ心豊かな町をつくりまします 1、健康で仕事に励み活気ある町をつくりまします 1、互いに支えあい笑顔のある町をつくりまします 1、きまりと役割を守り明るい町をつくりまします	一、健康で豊かな町をつくりまします 一、きまりよい住みよい町をつくりまします 一、あたたかい福祉の町をつくりまします 一、希望もち明るい町をつくりまします 一、健康で仕事に励み活気ある町をつくりまします 一、互いに支えあい笑顔のある町をつくりまします 1、きまりと役割を守り明るい町をつくりまします	わたくしたちは、未来をみつめ、郷土の発展を目指し、町民の道しるべとする憲章を定めます。 1 郷土の自然を愛し、美しい町をつくりまします 1 健康で明るい、住みよい町をつくりまします 1 進んで学び、香り高い文化の町をつくりまします 1 働くことに誇りをもち、豊かな町をつくりまします 1 きまりを守り、思いやりのある町をつくりまします	1 健康で働き豊かな町にしましよ 1 人々を大切に気持ちよい町にしましよ 1 たがいに助け合っ美しい町にしましよ 1 きまりを守り住みよい町にしましよ 1 進んで道をはげみ新しい町にしましよ	1 恵まれた自然を大切に、緑豊かな村をつくりまします。 2 力を合わせ、うるおいのある住みよい村をつくりまします。 3 手をつなぎ、助け合う明るい村をつくりまします。 4 心も体もすこやかに、笑顔の村をつくりまします。 5 伝統を生かし、かおり高い文化の村をつくりまします。
町村木	イチョウ	ヤナギ	くり	かつら	マツ	桜	梅	ケヤキ	梅	ブナ	
町村花	キンモクセイ	サクラ	シャクナゲ	すいせん	アヤメ	ふじ	菊	ハギ	コスモス	アズマシャクナゲ	
町村鳥		はくちょう									
町村虫								蛭			
町村民歌	築館町町民歌		栗駒町町民歌		一迫町町民歌		鶯沢町町民歌				
宣言	名称	非核・平和の町宣言	スポーツの町宣言	交通安全の町の宣言	青色申告推進の町宣言	青色申告推進の町	非核・平和の町宣言	交通安全の町の宣言	交通安全の町の宣言		
		健康都市宣言		人権尊重の町の宣言		スポーツの町宣言					
		米輸入自由化反対の町宣言				生涯学習の町宣言					
		スポーツの町宣言									
表彰等		築館町表彰条例	若柳町表彰条例	栗駒町表彰条例	高清水町表彰規則	一迫町表彰条例	瀬峰町表彰条例	鶯沢町表彰条例	金成町表彰条例	志波姫町表彰規則	花山村表彰条例
		築館町名誉町民に関する条例	若柳町名誉町民条例	栗駒町名誉町民条例	高清水町名誉町民条例	一迫町名誉町民条例		鶯沢町名誉町民条例	金成町名誉町民条例	志波姫町名誉町民条例	花山村名誉町民条例
		築館町の特別職にあった者の礼遇に関する条例	町村長及び町議会議員の礼遇に関する条例	栗駒町特別職の礼遇に関する条例	高清水町特別職にあった者の礼遇に関する条例	一迫町の特別職の職にあった者の礼遇に関する条例	瀬峰町の特別職にあった者の礼遇に関する条例		金成町礼遇条例	志波姫町礼遇条例	花山村特別職の礼遇に関する条例
参考事項	【先進地事例】 さいたま市(平成13年 5月 1日合併)1.市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。2.市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。 西東京市(平成13年 1月21日合併)1.市章は、新市において調整する。2.市の木、花、鳥は、新市において調整する。3.市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において調整する。 篠山市(平成11年 4月 1日合併)1.市章、市民憲章、市木、市花及び市歌については、新市において新たに定めるものとする。2.宣言及び表彰については、新市において調整するものとする。 あきる野市(平成 7年 9月 1日合併)1.市章は、新市において新たに定めるものとする。2.市の花、木、鳥は、新市において新たに定めるものとする。										

協議第10号

行政区の取扱いについて

行政区の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年8月28日

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

行政区の取扱い

行政区については、当面、現行制度を継続する。行政区の再編については、新市において検討するものとする。

行政区の名称については、すべての行政区の名称の前に旧町村名（町、村の表記は除く）を付ける。（但し、すでに付いている名称を除く。）

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整方針

協定項目	行政区の取扱い	関係項目	町村、字名の名称(行政区)
調整方針・調整内容	行政区については、当面、現行制度を継続する。行政区の再編については、新市において検討するものとする。 行政区の名称については、すべての行政区の名称の前に旧町村名(町、村の表記は除く)を付ける。(但し、すでに付いている名称を除く。)		

協議項目	参 考 事 項									
	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村
行政区	行政区数:38地区	行政区数:40地区	行政区数:50地区	行政区数:13地区	行政区数:33地区	行政区数:17地区	行政区数:9地区	行政区数:25地区	行政区数:17地区	行政区数:14地区
行政区の名称	上町区 南町区 中町区 西町区 北町区 下町区 東町区 伊豆一区 伊豆二区 駅前区 坂下区 館下区 赤坂区 成田区 佐野区 秋沢区 高森区 下秋沢区 上照越区 中照越区 下照越区 蟹沢区 八沢区 横須賀区 太田区 秋山区 本木区 八幡町区 宮野上町区 宮野下町区 留場北区 留場南区 芋埴区 花の木区 大堀区 黒瀬区 根岸区 冲富区	三田島区 有賀区 上在区 町館区 下在区 大林一区 大林二区 福岡区 新町一区 新町二区 北浦区 中町区 元町一区 元町二区 元町三区 片町一区 片町二区 大袋区 荒町区 並柳区 十文字区 我門区 北二股区 新山区 上町区 南大通区 下町一区 下町二区 八木区 川原区 南二又区 大目区 新田区 大畑区 峯区 内谷川区 ・区 米ヶ浦一区 米ヶ浦二区 多賀区	耕英区 滝ノ原区 日照田区 馬場区 三丁区 若木区 茂庭町区 六日町区 八日町区 四日町区 東方区 下小路区 上小路上区 上小路下区 中野上区 中野下区 上野区 猿飛来上区 猿飛来下区 里谷区 深谷区 鳥沢下区 鳥沢北区 鳥沢南区 荒砥沢区 新田区 角ヶ崎区 川東区 川西区 山口区 中文字区 下文字区 高松区 清水田区 宝領区 大鳥西区 大鳥中区 大鳥東区 八幡区 桜田上区 桜田下区 菱沼区 栗原根岸区 栗原沖区 芋埴区 渡丸区 泉沢区 田高田区 町田区 西田区	一区 二区 三区 四区 五区 六区 七区 八区 九区 十区 十一区 十二区 十三区	一迫南沢区 大館区 竹の内区 曾根区 本町区 一迫中町区 荒町区 清水一区 清水二区 保呂羽区 輝井区 八幡区 嶋躰区 清水目区 東町区 金田中町区 新町区 滝野区 川北区 大崩区 高橋下区 高橋上区 荒町下区 荒町上区 大川口上区 大川口下区 本沢区 一本松区 狐崎一区 狐崎二区 姫松南沢区 畑区 片子沢区	野沢区 泉谷区 下荒町区 上荒町区 牛淵区 川前区 上富区 下富区 宮小路原区 藤田区 下田区 下藤沢区 瀬嶺区 新田沢区 中藤沢区 上藤沢区 小深沢区	秋法上区 秋法下区 森下区 駒場上区 駒場下区 堰根区 八沢区 日向区 袋区	宇南区 沢边上区 沢边下区 姉齒上区 姉齒下区 梨崎下沢辺区 小堤区 金成南一区 金成南二区 金成北区 金成東区 畑一区 畑二区 有壁一区 有壁二区 有壁三区 未野区 藤渡戸区 赤児区 普賢堂区 上片馬合区 下片馬合区 小迫区 岩崎平形区 大原木区	宮中区 山の上区 里区 新田区 南区 北区 上区 中区 下区 城内区 町区 十文字区 荒町区 橋本区 熊谷区 大平区 間海区	宿区 程野区 荒谷区 大笹区 上原区 小豆畑区 天ヶ沢区 座主区 花山沢区 北ノ前区 松ノ原区 金沢区 中村区 浅布区
参考資料	【行政区の名称について】(太字の行政区) ・同一行政区名 上町区(築館町、若柳町) 中町区(築館町、若柳町) 東町区(築館町、一迫町) 八沢区(築館町、鷺沢町) 芋埴区(築館町、栗駒町) 荒町区(若柳町、一迫町、志波姫町) 十文字区(若柳町、志波姫町) 新田区(若柳町、栗駒町、志波姫町) 八幡区(栗駒町、一迫町) ・類似する行政区名 下町区(築館町) 下町一区、下町二区(若柳町) 八幡区(栗駒町、一迫町) 八幡町区(築館町) 根岸区(築館町) 栗原根岸区(栗駒町) 荒町区(若柳町、一迫町、志波姫町) 荒町下区、荒町上区(一迫町) 下荒町区、上荒町区(瀬峰町) 畑区(一迫町) 畑一区(金成町) ・その他行政区名 一区～一三区(高清水町) 一区～ 三区(各町) 上区、中区、下区、南区、北区、町区(各町) 上～町区(各町)									行政区総数:256地区
	【先進地事例】(1)原則現行のまま新市に引継ぐものとする。ただし、同一又は類似する行政区名については、行政区の名称の前に と旧町村名を付ける。 (2)原則現行のまま新市に引継ぐものとする。ただし、同一又は類似する行政区名については、合併までに関係する住民と協議し、調整後に決定する。 (3)すべての行政区の名称の前に と旧町村名を付ける。(すでに付いている名称を除く。)									

協議第 1 1 号

広報・広聴関係事業について

広報・広聴関係事業について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日

栗原地域合併協議会
会長 菅 原 郁 夫

広報・広聴関係事業

新市においても、広報紙を発行するものとする。

- ・発行回数は月 1 回とし、発行日は 1 日とする。
- ・広報紙の配布物については、現行どおり行政区長を通じて配布するものとする。
- ・広報紙の編集にあたっては、広報編集委員会等を設置して広報紙の発行が円滑におこなえるよう、新市において調整する。

新市における要覧については、4 年に 1 回発行するものとする。

広聴事業については、懇談会やその他の広聴制度により住民の意見を聴取し市政に反映できるように、新市において調整する。

ホームページについては、新市において新たに開設するものとする。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整方針

協定項目	広報広聴関係事業の取扱い	関係項目	広報紙の作成、発行、配布・地区懇談会・その他広報・ホームページ
調整方針・調整内容	<p>新市においても、広報紙を発行するものとする。発行回数は月1回とし、発行日は1日とする。</p> <p>広報紙の配布については、現行どおり行政区長を通じて配布するものとする。広報紙の編集にあたっては、広報編集委員会等を設置して、広報紙の発行が円滑におこなえるよう、新市において調整する。</p> <p>新市における要覧については、4年に1回発行するものとする。</p> <p>広聴事業については、懇談会やその他の広聴制度により住民の意見を聴取し市政に反映できるように、新市において調整する。</p> <p>ホームページについては、新市において新たに開設するものとする。</p>		

参 考 事 項										
協議項目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村
1. 広報紙										
1.名称	広報つきだて	広報わかやなぎ	ふれあいくりこま	広報たかしみず	広報いちさはま	広報せみね	広報うぐいすざわ	広報かんなり	広報しわひめ	広報はなやま
2.発行日・部数	毎月1日・5,600部	毎月1日・4,650部	毎月1日・4,600部	毎月1日・1,550部	毎月1日・3,200部	毎月1日・2,200部	毎月1日・1,900部	毎月1日・2,500部	毎月1日・2,500部	毎月1日・800部
3.規格	A4判 16ページ(平均) 2色 (年2回表紙・裏表紙のみカラー)	A4判 20ページ(平均) 2色 (年1回新年号表紙・裏表紙のみカラー)	A4判 22ページ(平均) 2色 (年2回1月・2月のみカラー)	A4判 14-18ページ 2色 (年2回1月・2月のみカラー)	A4判 20ページ(平均) 2色 (年2回1月・8月のみカラー)	A4判 16ページ(平均) 2色	A4判 16ページ(平均) 2色	A4判 20ページ(平均) (表紙・裏表紙のみカラー)	A4判 18ページ (1月表紙・裏表紙のみカラー)	A4判 12ページ 2色 (1月のみP1、2カラー)
4.予算 (印刷製本費)	2,602,000円 ページ単価:2色 1円40銭 ページ単価:カラー 4円00銭	2,584,000円 ページ単価:2色 1円70銭 ページ単価:カラー 3円90銭	4,294,000円 ページ単価:2色 2円50銭 ページ単価:カラー 3円90銭	1,630,000円 ページ単価:2色 3円80銭 ページ単価:カラー 8円80銭	4,310,000円 ページ単価:2色 1円64銭 ページ単価:カラー 2円94銭	2,980,000円 ページ単価:2色 4円05銭	2,025,000円 ページ単価:2色 2円80銭	2,030,000円 ページ単価:2色 1円95銭 ページ単価:カラー 5円60銭	1,522,000円 ページ単価:2色 1円95銭 ページ単価:カラー 5円20銭	2,400,000円 ページ単価:2色 17円00銭 ページ単価:カラー 29円00銭
5.編集方法	各課 広報係 委託業者 校正 3回	各課 広報係 委託業者 校正 3回	各課 広報係 委託業者 校正 3回	各課 広報係 委託業者 校正 2回	各課 広報係 委託業者 校正 2回	各課 広報係 委託業者 校正 2回	各課 広報係 委託業者 校正 3回	各課 広報係 委託業者 校正 3回	各課 広報係 委託業者 校正 4回	各課 広報係 委託業者 校正 2回
6.配布方法										
区域内	行政区長 全世帯	行政区長 全世帯(事業所含む)	行政区長 全世帯	行政区長 全世帯	行政区長 全世帯(法人含む)	行政区長 全世帯	行政区長 全世帯(法人含む)	行政区長 全世帯(法人含む)	行政区長 全世帯	行政区長 全世帯
区域外等	郵送(無料) 200件 希望者、各町村役場、学校、報道機関 等	郵送(無料) 150件 希望者、各町村役場、学校、報道機関 等	郵送(無料) 130件 各町村役場、学校、報道機関 等	郵送(無料) 50件 希望者、各町村役場、学校、報道機関 等	郵送(無料) 150件 各町村役場、学校、報道機関 等	郵送(無料) 370件 各町村役場、学校、希望者、報道機関 等	郵送(無料) 526件 各町村役場、学校、報道機関 等	郵送(無料) 130件 各町村役場、学校、希望者、報道機関 等	郵送(無料) 150件 各町村役場、学校、報道機関 等	郵送(無料) 70件 各町村役場、学校、希望者、報道機関 等
その他	窓口、各課、保存用 350部	窓口、各課、保存用 100部	窓口、各課、保存用 20部	窓口、各課、保存用 180部	窓口、各課、保存用 150部	窓口、各課、保存用 180部	窓口、各課、保存用 300部	窓口、各課、保存用 100部	窓口、各課、保存用 187部	窓口、各課、保存用 20部
7.主な内容	・表紙 (テーマ:若者と仕事) ・特集 ・町の話 ・トピックス ・みんなで図書館 ・公民館だより ・健康のページ ・情報ひろば ・催し案内「イベント」 ・人の動き	・特集 ・まちかど インフォメーション ・健康とくらしのページ ・生涯学習のページ ・農業委員会のページ ・みんなの交差点 ・町からのお知らせ ・ヤングスポット ・こちら窓口です	・町の出来事 ・町長日記 ・いきいき生涯学習 ・ふれあい広場 ・お知らせ広場 ・健康づくりページ ・町民カレンダー ・みんなのさくひん ・ベストクッキング ・公民館レポート	・特集記事 ・町の話 ・ふれあいクラブ ・町史編纂だより ・みんなの健康 ・お知らせ	・毎月の特集 ・YYひろば(子供作品) ・I LOVE 一迫 (嫁・婿紹介) ・青春リレー(若者紹介) ・春知識 ・健康がいちばん(保健課) ・生涯学習ページ (生涯学習課) ・町の話(出来事報告) ・ハローアダムです (ALT記事) ・文芸コーナー(短歌・俳句) ・町からの伝言 (各課お知らせ)	・特集記事 ・保健だより ・エプロンメモ ・年金だより ・町民広場 ・お知らせ ・故郷への想い (東京瀬峰会だより) ・町のうごき、よろこび、かなしみ	・特集 ・行政ニュース ・町の話 ・ふれあいスクエア ・あなたとまちのHot Line ・お知らせ ・町民べんり帳	・特集 ・生涯学習広場 ・生涯学習カレンダー ・町民俳壇 ・短歌会詠草 ・街角スケッチ ・駐在所からのお知らせ ・求人情報 ・こんにちが町長です ・広報の窓 ・告知版 ・保健定例行事 ・はじめてのお誕生日 ・祝日休日当番医院 ・みんなの作品展 ・冠婚葬祭関係	・特集 ・町内の出来事 ・町民生活のページ ・お知らせ ・健康のページ ・町民の紹介 ・戸籍関係	・表紙 ・特集 ・各種制度のお知らせ ・地域のわだい ・ほけん・ふくし ・ミニ情報 ・行事予定表
8.その他	8.その他 点字広報 なし 英語広報 なし 広報モニター なし 広報編集委員会 なし	8.その他 なし なし なし あり	8.その他 なし なし なし あり	8.その他 なし なし なし あり	8.その他 なし なし なし あり	8.その他 なし なし なし あり	8.その他 なし なし なし あり	8.その他 なし なし なし あり	8.その他 なし なし なし あり	8.その他 なし なし なし あり
2.要覧の作成 直近作成日	平成15年9月予定	平成16年12月	平成18年4月	平成14年12月	平成13年3月	平成13年12月	平成11年12月	平成16年3月予定	平成12年3月	平成11年3月
3.広聴事業										
1.懇(座)談会の開催	・地区民の要請に応じて開催	・2年に1回の開催 ・座談会の開催(担当課単位)	・地区民の要請に応じて開催	・年に1回の開催 ・座談会の開催(担当課単位)	・年に1回の開催	・必要に応じて開催	・年に1回の開催 ・座談会の開催(担当課単位)	・必要に応じて開催	・年に1回の開催 ・懇談会の開催(担当課単位)	・地区民の要請に応じて開催 ・懇談会の開催(担当課単位)
2.その他			・意見箱の設置						・「広報しわひめ」の封書折込	
4.ホームページ 主な内容	宮城県築館町 新着情報・お知らせ 町の紹介 観光・施設 暮らし 宅地分譲 業務案内 リンク 広報つきだて	若柳町 若柳町からのお知らせ 町の紹介 広報 観光 農業 ギャラリー 宿泊施設 施設 リンク 掲示板 カレンダー サイトマップ お問い合わせ 役場業務案内 各課直通メール	宮城県栗駒町行政ホームページ HOME 町長室 議事堂 観光情報 広場 事務室 LINK	高清水町 トップ 町の紹介 町の歴史 七清水 施設案内 町からのお知らせ 生涯学習 統計資料 リンク	宮城県一迫町 お知らせ 町の業務案内 施設案内 町の紹介 広報いちさはま 特産物 ろまん館だより リンク集 ご意見・ご感想	瀬峰町 瀬峰町について 暮らしの情報案内 観光案内 せみねイベント情報 今月の広報せみね 町からのお知らせ 町長から皆さんへ 瀬峰写真館 掲示板 施設予約 リンク集 瀬峰町例規集	鷺沢町 町の紹介 町じまん、みどころ 鷺沢エコタウンの概要 リサイクル、環境情報 各種リンク 今月のトピックス	宮城県金成町 ホーム 金成町の情報 金成町の歴史 金成町の観光 新着情報 金成町にお住まいの皆様へ	志波姫町ホームページ 今月のお知らせ 町長あいさつ 各種団体イベント紹介 例規システム公開版 メール	花山村 What's New 自己紹介 イベント&トピックス 花山村ガイド 掲示板 特産物 リンクの広場